

○ 非農地証明書交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市農業委員会（以下「委員会」という。）が、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第4の（2）に基づき、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に該当しない土地として、非農地証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）を交付するために必要な事項を定める。

(取扱方法)

第2条 委員会は、農地台帳に記録されている土地について、法第2条第1項において規定された農地以外の土地（以下「非農地」という。）に該当するか否かを、法第4条及び第5条の規定の趣旨にかんがみ、その土地自体の事実状態（現況、態様等）に基づいて客観的に判定し処理するものとする。

(申請者)

第3条 証明書の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 証明書の交付の申請のあった土地（以下「申請地」という。）の所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 申請地の所有権の全部又は一部を有する推定相続人
- (3) 前各号に掲げる者に代わって申請を行う権限を有する者

2 代理人が交付の申請を行う場合は、前項の申請者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を委員会に提出しなければならない。

(交付条件)

第4条 委員会は、申請地が次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書の交付を行うことができるものとする。

- (1) 法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地
- (2) 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- (3) 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、次のいずれかに該当する、10年以上耕作放棄されたために農地への復元が著しく困難であると認められる土地
 - ア 森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備（人力又は農業用機械による耕起及び整地）が著しく困難な土地
 - イ 次に掲げるいずれかの理由による耕作不適、耕作不便などのやむを得ない事情によって自然潰廃した土地で、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地
 - (ア) 急傾斜地で、狭小不整形な区画であること。
 - (イ) 用排水が不便であること。
 - (ウ) 農業用機械等の進入が困難であること。
 - (エ) 日照条件が悪いこと。
 - (オ) 鳥獣被害が著しいこと。

- (4) 昭和 27 年 10 月 21 日以降人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に 20 年以上経過し、農地への復元が著しく困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
 - (5) 第 3 号のイに規定する土地で、継続して人為的に転用され、最初の耕作放棄から 20 年以上経過し、かつ農地への復元が著しく困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地
 - (6) 前各号に定めるもののほか、委員会が非農地であると認める土地
- 2 前項の規定にかかわらず、申請地が法第 51 条第 1 項に掲げる者に対して県知事等が是正指導を行っている経過のある場合、又は隣接農地への被害防除等に問題がある場合は、証明書の交付を行わないことができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる土地については、証明書の交付を行わない。
- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある土地（以下「農振農用地」という。）
 - (2) 耕作を目的とした権利が設定されている土地
 - (3) 申請地の一部が農地であると認められる土地
- （申請書類等）

第 5 条 申請者は、証明書の交付を申請するときは、非農地証明願（様式第 2 号。以下「証明願」という。）を委員会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- 2 証明願には、次の書類を添付するものとする。
- (1) 申請地の登記事項証明書（証明願提出日前 3 月以内に発行された全部事項証明書に限る。）
 - (2) 申請地の位置及び附近の状況を表示する図面
 - (3) 申請地の公図の写し
 - (4) 始末書（ただし、第 4 条に規定する交付条件のうち、第 1 項第 1 号及び第 2 号の土地を除く。）
 - (5) 申請者の住民票又は戸籍の附票の写し（ただし、申請者の現住所と第 1 号の書類に記載された住所が異なる場合に限る。）
 - (6) 申請者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他相続人であることを証する書類
 - (7) 申請地が共有地又は未相続地であって、申請者が申請地のすべての権利を有していないときは、申請者が責任を持って異議のないよう処理する旨の申立書
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- （書類審査及び受理）

第 6 条 委員会は、証明願の提出があったときは、次に掲げる事項を審査したうえで受理するものとする。

- (1) 第 3 条に規定する者による申請であるか。
- (2) 証明願に必要な書類が添付されているか。
- (3) 証明願の記載事項に不備はないか。
- (4) 申請地が農地台帳に記録されているか。
- (5) 申請地が農振農用地でないか。

(6) 申請地に耕作を目的とした権利の設定がされていないか。

2 委員会は、証明願を受理したときは、証明願に受付印を押印し、証明願処理台帳（様式第3号）を備え、所要の事項を記載しなければならない。

（現地調査）

第7条 委員会は、証明願の受理から概ね2週間以内に申請地の調査（以下「現地調査」という。）を行い、申請地の現況が非農地であるか否かを確認しなければならない。

2 現地調査は、高知市農業委員会農地法等事前審査会実施要項（平成17年5月11日全体会決定。以下「事前審査会実施要領」という。）の2の規定により設置された農地法等事前審査会（以下「事前審査会」という。）のうち、原則として申請地を所管する事前審査会（以下「所管事前審査会」という。）に属する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の中から所管事前審査会の委員長（以下「委員長」という。）が指名した者（以下「現地調査担当委員」という。）2人以上により行い、これに委員会の事務局職員（以下「事務局」という。）が同行するものとする。

3 委員長は、申請地等に対して利害関係を有している者を現地調査担当委員に指名することができないものとする。

4 現地調査担当委員は、現地調査を行うにあたり、必要に応じて申請者の立会い又は説明を求めることができる。ただし、申請者が申請地の位置を特定できないときは、申請者に現地調査への立会いを求め、証明願の内容と合致することを確認しなければならない。

5 現地調査担当委員は、日時、集合場所、申請者立会いの有無等の現地調査の実施に必要な事項を協議して定める。

6 現地調査担当委員は、証明願に現地調査の結果を記入し、署名捺印しなければならない。

7 現地調査担当委員は、現地調査の結果を所管事前審査会又は農地総会（高知市農業委員会会議規則（昭和32年農業委員会規則第1号）第4条に規定する農地総会をいう。）で報告を求められたときは、これをしなければならない。

（証明の可否決定等）

第8条 委員会は、証明願について所管事前審査会で協議したうえで、農地総会で審議し、証明の可否を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現地調査担当委員の全員が、申請地を非農地として確認し、特に問題となる事項がない土地であると認める場合は、事務局長専決処理（以下「専決処理」という。）により証明書を交付することができる。ただし、事務局長が農地総会において審議する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 事務局長は、前項の規定により専決処理したときは、直近の農地総会に報告しなければならない。

4 農地総会に上程するまでの事務の流れは、事前審査会実施要項の6の規定に準ずるものとする。

（証明書の交付等）

第9条 委員会は、前条第1項及び第2項の規定に基づき、証明が適当と認めたときは証明書を申請者に交付するとともに、申請地に係る農地台帳を修正するものとし、適当でない

と認めたときは非農地証明願返戻通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 証明書を交付した土地が土地改良区区域内（春野地域を除く。）に所在する場合は、会長は高知市土地改良区連合会に証明書を交付した旨を通知する。

3 証明書の交付に係る手数料は、高知市手数料及び延滞金条例（平成12年条例第3号）に準ずる。

附 則

この要領は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。